

小牧市議会議案第48号

小牧市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

小牧市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定するものとする。

令和4年3月16日提出

|         |   |   |   |     |
|---------|---|---|---|-----|
| 小牧市議会議員 | 木 | 村 | 哲 | 也   |
| 同       | 上 | 舟 | 橋 | 秀和  |
| 同       | 上 | 小 | 川 | 真由美 |
| 同       | 上 | 加 | 藤 | 晶子  |
| 同       | 上 | 船 | 橋 | 厚   |

小牧市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する  
条例

小牧市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年小牧市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次項において」を「以下」に改め、同条第2項中「前項の政務活動に要する」を「政務活動費を充てることができる」に改める。

第8条中「市政に関する調査研究その他の活動に資するため」を「政務活動に」に改める。

別表研究研修費の項中「研修会参加」を「研修会に参加」に改め、同表調査旅費の項中「会派の」を「会派が」に、「調査研究活動」を「政務活動」に改め、同項の次に次のように加える。

|          |                      |
|----------|----------------------|
| 要請・陳情活動費 | 会派が行う要請、陳情等の活動に要する経費 |
|----------|----------------------|

別表資料作成費の項中「調査研究活動」を「政務活動」に改め、同表資料購入費の項中「会派の」を「会派が」に、「調査研究活動」を「政務活動」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表研究研修費の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の小牧市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務活動費については、なお従前の例による。

提出理由

この案を提出するのは、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を見直す等のため必要があるからである。

小牧市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する  
条例案のあらまし

- 1 政務活動費を充てることができる経費として、要請・陳情活動費を加える。(別表関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行う。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行する。



小牧市議会議案第49号

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出について

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書を地方自治法第99条の規定により次のとおり提出する。

令和4年3月16日提出

|         |   |   |   |     |
|---------|---|---|---|-----|
| 小牧市議会議員 | 木 | 村 | 哲 | 也   |
| 同       | 上 | 舟 | 橋 | 秀和  |
| 同       | 上 | 小 | 川 | 真由美 |
| 同       | 上 | 加 | 藤 | 晶子  |
| 同       | 上 | 船 | 橋 | 厚   |

## 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方公共団体にとって喫緊の課題となっている。また今後は、新型コロナウイルス感染症など感染症のまん延を防ぐ上で、人と人との直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった、日常生活の変容が求められている。

そして今、政府の「デジタル田園都市国家構想」への取組をはじめ、社会のデジタル化の流れが加速する中で「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を、適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来した。

よって、政府においては、地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について、特に子どもたちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動について特段の取組を求める。

### 1 全ての子どもたちの学びの継続のために

全ての地域で、感染症の拡大防止や不登校児童、生徒への柔軟な対応など、誰もがどこでも安心して学びが継続できるように、リモート授業を可能にするための通信環境等の整備、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応ができるよう、所要の措置を講ずること。

### 2 医療への適時適切なアクセスのために

地域住民が安心して医療にアクセスできるように、オンライン診療等を誰もが身近に受けられるように、現在、オンライン診療を適切に実施する前提となっている「かかりつけの医師」について、各地域に適切に配備すると同時に、その存在と役割を周知する広報活動の充実など、全ての住民が「かかりつけの医師」につながるための取組を強化すること。

### 3 新しい分散型社会の構築のために

地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、「転職なき移住」を実現するためのテレワークの拡大や、サテライトオフィスの整備等に対する補助金等の拡充や税制の優遇、更に移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、分散型社会の構築への総合的な取組を強化すること。

### 4 持続可能な地域の医療と介護のために

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護及び看護分野における人材不足の解消に資するICT技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充するとともに、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するために、その機能と安全性を適切に評価した上で、人員の配置基準の見直しが迅速に図られる体制を整備すること。

### 5 地域住民の安全で安心な移動のために

政府は、高齢化が進行する中山間地域における生活の足の確保等のため「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を平成29年度より全国18か所で実施してきた。こうした技術面やビジネスモデル等に関する実験結果を踏まえ、各地域への実装配備が進められるように、導入要件の検討や補助事業の創設などに早急に取り組むこと。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日

小牧市議会

議長 澤田 勝 巳

関係行政機関宛

(内閣府特命担当大臣(地方創生)、デジタル大臣、新型コロナ対策・健康危機管理担当大臣、デジタル田園都市国家構想担当大臣)